

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇鳥取県内水面漁場管理委員会告示
- あゆの採捕解禁の期日について

## 規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第二十五号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改

正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥

取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

- 別表(一) 副知事専決事項第六号を次のように改める。
- 六 議決を要する工事請負、物件、労力、その他の供給、財産の貸与、不動産及び動産の売却又は無償譲渡並びに財産の交換
- 別表(一) 部長専決事項第九号を次のように改める。
- 九 議決を要しない工事請負、物件、労力、その他の供給、財産の貸与、不動産及び動産の売却又は無償譲渡並びに財産の交換
- 別表(一) 部長専決事項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。
- 別表(一) 部長専決事項第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。
- 別表(二) 財務課、部長専決事項に次の一号を加える。
- 七 一時借入金決定(自治法第二百二十七条)
- 別表(二) 会計課、部長専決事項及び課長専決事項を次のように改める。

- 一 一件五十万円以上の収入命令(補助負担金及び交付金を除く。)(県会計規則第二十二、三十条)
- 二 県費に属する見積価格五十万円以上の物品の購入及び修繕並びに見積価格五万円以上の物品の処分(県会計規則第四百四十六、百五十、百五十二条)
- 三 県費に属する五十万円以上の支出負担行為の承認、但し、資金前渡、概算払、前金払及び立替払については三十万円以上の支出負担行為の承認(県会計規則第十六、七十四、八十二、八十三、八十四条)
- 四 県費に属する五十万円以上の支出命令(県会計規則第二十二、五十四、五十五条)
- 五 補助負担金及び交付金、並びに一件五十万円未満の県税外収入の調定(県会計規則第三十条)
- 六 県費に属する見積価格五十万円未満の物品の購入及び修繕並びに見積価格五万円未満の物品の処分(県会計規則第四百四十六、百五十、百五十二条)
- 七 県費に属する五十万円未満の支出負担行為の承認、但し、資金前渡、概算払、前金払及び立替払については三十万円未満の支出負担行為の承認(県会計規則第十六、七十四、八十二、八十三、八十四条)
- 八 県費に属する五十万円未満の支出命令(県会計規則第二十二、五十四、五十五条)
- 九 県税外収入金の未納督促(自治法第二百二十五条二項)
- 十 俸給々料、諸手当、賄
- 一 補助負担金及び交付金、並びに一件五十万円未満の収入命令(県会計規則第二十二、三十条)
- 二 県有に係る有価証券及び預金の元利金受領命令(鳥取県県有財産及び營造物に関する条例第十條)
- 三 物品売買の公告(県会計規則第七十七、百七十八條)
- 四 収入証紙並びに評価額五十万円未満の物品の出納命令(県会計規則第五十二條、県収入証紙取扱細則第三條)
- 五 補助負担金及び交付金、並びに一件五十万円未満の県税外収入の調定(県会計規則第三十条)
- 六 県費に属する見積価格五十万円以上の県税外収入の調定(補助負担金及び交付金を除く。)(県会計規則第三十條)
- 七 評価額五十万円以上の物品の出納命令(県会計規則第五百二十二條)

- 一 一件五十万円以上の収入命令(補助負担金及び交付金を除く。)(県会計規則第二十二、三十条)
- 二 県費に属する見積価格五十万円以上の物品の購入及び修繕並びに見積価格五万円以上の物品の処分(県会計規則第四百四十六、百五十、百五十二条)
- 三 県費に属する五十万円以上の支出負担行為の承認、但し、資金前渡、概算払、前金払及び立替払については三十万円以上の支出負担行為の承認(県会計規則第十六、七十四、八十二、八十三、八十四条)
- 四 県費に属する五十万円以上の支出命令(県会計規則第二十二、五十四、五十五条)
- 五 補助負担金及び交付金、並びに一件五十万円未満の県税外収入の調定(県会計規則第三十条)
- 六 県費に属する見積価格五十万円以上の県税外収入の調定(補助負担金及び交付金を除く。)(県会計規則第三十條)
- 七 評価額五十万円以上の物品の出納命令(県会計規則第五百二十二條)
- 八 県費に属する五十万円未満の支出負担行為の承認、但し、資金前渡、概算払、前金払及び立替払については三十万円未満の支出負担行為の承認(県会計規則第十六、七十四、八十二、八十三、八十四条)
- 九 県費に属する五十万円未満の支出命令(県会計規則第二十二、五十四、五十五条)
- 十 俸給々料、諸手当、賄
- 料、恩給、その他これに類するもので常時一定したものの支出命令
- 十一 法令その他の規程による費用弁償及び旅費の支出命令
- 十二 戻入金及び歳入下戻金の収支命令
- 十三 一般会計と特別会計との間の収支命令
- 一 出納事務専決及び代決規程(昭和二十七年二月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。
- 第五條第六号中「十万円」を「五十万円」に改め、同條第十二号を次のように改める。
- 十二 一般会計と特別会計との間の支払及び受入
- 鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十三條 管理課に第九号として次の一号を加え、第九号を第十号とし、第十号を第十一号とする。
- 九 公衆電気通信法に関すること。
- 第六十七條中「直税係」を「課税第一係」に「間税係」を「課税第二係」に改める。

告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七條  
 第一項に基き昭和二十九年に限りあゆの採捕を六月五日

- 別表(一) 地方課、部長専決事項中第八号及び第九号を削り第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。
- 別表(二) 地方課、課長専決事項中第六号、第七号及び第十一号を削り、第八号を第六号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。
- 別表(三) 世話課、係長専決事項第二号を削る。
- 別表(四) 水産課、課長専決事項第一号を削り、第二号を第一号とする。

1 この規則は、公布の日から施行する。

まで禁止する。

昭和二十九年五月二十五日

鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 島田安夫

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣鳥取市東町